

住宅第 1580 号
平成14年3月20日

各支庁長 様

建設部長

連帯保証人の所得を証明する書面の確認について

北海道営住宅条例(以下「条例」という。)第11条第1項第1号に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有する者については、条例施行規則第9条第1項に定める請書(別記第3号様式)に所得を証明する書面を添付することにより確認しているところです。

しかし、近年、連帯保証人の確保が困難になってきている状況にあり、当該書面の提出がその要因の一つになっていることが考えられますので、連帯保証人について、その確保を容易にするため、所得を証明する書面の確認については、今後は次のとおり取り扱うこととしたので、入居決定者はもとより道営住宅の管理を委託している市町等にも十分に周知し、適正な事務処理を行うようお願いいたします。

記

1 所得を証明する書面

- (1) 条例施行規則第9条第1項に定める請書(以下「請書」という。)に添付する「連帯保証人の所得を証明する書面」は、別添「連帯保証人資格申出書」によることとする。
但し、市町村長の発行する所得が記載された証明書や給与所得源泉徴収票などの所得を証明する他の書類の提出を妨げるものではない。
- (2) 「連帯保証人資格申出書」は本人が署名し、押印する印鑑は実印によらなければならない。また、請書にはこれまでどおり印鑑証明書の添付を必要とする。

2 実施時期

平成14年4月1日以降の入居募集により入居決定した者から適用する。

(建設部住宅課住宅管理係)

連帯保証人資格申出書

平成 年 月 日

支庁長 様

(連帯保証人)

住 所

氏 名

電話番号

職 業

実印捺印欄

私は、北海道営住宅条例第11条第1項第1号に該当する収入を有するとともに、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人(民法第12条第1項第2号(保証を為すこと。))について補助人の同意を得ることを要する旨の審判を為された者。)又は破産者ではなく、次の入居者の連帯保証人としての資格があることについて申し出いたします。

記

1 入居名義人

2 団 地 名

3 棟・部屋番号

(参考) 北海道営住宅条例

第11条入居決定者は、知事が入居を決定した日から15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- 一 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。